

令和7年(2025年)第9回ニセコ町議会定例会 第1号

令和7年(2025年)12月10日 (水曜日)

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 委員会報告第 2号 所管事務調査の結果報告（産業建設常任委員会）
- 6 認定第 1号 令和6年度ニセコ町各会計歳入歳出決算認定について
(決算特別委員会報告)
- 7 認定第 2号 令和6年度ニセコ町公営企業会計歳入歳出決算認定について
(決算特別委員会報告)
- 8 報告第 1号 専決処分した事件の報告について（請負契約の契約金額の変更）
- 9 議案第 1号 請負契約の変更について（令和7年度町道ニセコミライ通電線共同溝設置工事）
(提案理由の説明)
- 10 議案第 2号 訴えの提起について（ニセコ町特定公共賃貸住宅本通A団地）
(提案理由の説明)
- 11 議案第 3号 指定管理者の指定について（後志南部地区地域資源循環管理施設）
(提案理由の説明)
- 12 議案第 4号 ニセコ町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(提案理由の説明)
- 13 議案第 5号 ニセコ町立ニセコ国際高等学校教育職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例
(提案理由の説明)
- 14 議案第 6号 ニセコ町教育交流センターの設置及び管理に関する条例
(提案理由の説明)
- 15 議案第 7号 ニセコ町宿泊税条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明)
- 16 議案第 8号 ニセコ町使用料等徴収に関する条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明)
- 17 議案第 9号 令和7年度ニセコ町一般会計補正予算

(提案理由の説明)

- 18 議案第 10号 令和7年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計補正予算
(提案理由の説明)
- 19 議案第 11号 令和7年度ニセコ町簡易水道事業会計補正予算
(提案理由の説明)
- 20 議案第 12号 令和7年度ニセコ町公共下水道事業会計補正予算
(提案理由の説明)

○出席議員 (10名)

1番 高瀬 浩樹	2番 大野 幹哉
3番 高木 直良	4番 榊原 龍弥
5番 高井 裕子	6番 小松 弘幸
7番 斎藤 うめ子	8番 木下 裕三
9番 篠原 正男	10番 青羽 雄士

○欠席議員 (0名)

○出席説明員

町長	田中 健人
副町長	中山 契太
会計管理者	藤志伸
消防庁舎整備室長	黒瀧敏雄
企画環境課長	桜井幸則
企画環境課参事	阿南孝宏
町民生活課長	富永匡
保健福祉課長	重森省宏
農政課長	山口丈夫
農業委員会事務局長	
農政課参事	長田陽介
国営農地再編推進室長	石山智
商工観光課長	馬渕由香
商工観光課参事	市原俊樹
都市建設課長	橋本啓二
上下水道課長	石山康行
上下水道課参事	
企画環境課参事	森玲子

総務係長	佐々木	一茂
財政係長	浅井	理登
教育育長	片岡	辰三
総合教育課長	淵野	伸隆
総合教育課参事	阿部	信幸
総合教育課参事	中川	博視
こども未来課長	齋藤	徹
学校給食センター長	三橋	公一
代表監査委員	佐竹	三郎
農業委員会会長	荒木	志隆

○出席事務局職員

事務局長	加藤	藤紀	孝
書記	佐藤	秀美	

開会 午前 9時55分

◎開会の宣告

○議長（青羽雄士君） ただいまの出席議員は10名です。
定足数に達しておりますので、これより令和7年第9回ニセコ町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（青羽雄士君） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（青羽雄士君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において4番、榎原龍弥君、5番、高井裕子君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（青羽雄士君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。
お諮りします。
本定例会の会期は、本日から12月18日までの9日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月18日までの9日間に決しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（青羽雄士君） 日程第3、諸般の報告を行います。
地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席した者は、町長 田中健人君、副町長、山本契太君、会計管理者、藤志伸君、消防庁舎整備室長、黒瀧敏雄君、企画環境課長、桜井幸則君、企画環境課参事、阿南孝宏君、町民生活課長、富永匡君、保健福祉課長、重森省宏君、農政課長・農業委員会事務局長、山口丈夫君、農政課参事、長田陽介君、国営農地再編推進室長、石山智君、商工観光課長、馬渕由香君、商工観光課参事、市原俊樹君、都市建設課長、橋本啓二君、上下水道課長、石山康行君、上下水道課参事・企画環境課参事、森玲子君、総務係長、佐々木一茂君、財政係長、浅井理登君、教育長、片岡辰三君、総合教育課長、淵野伸隆君、総合教育課参事、阿部信幸君、総合教育課参事、中川博視君、こども未来課長、齋藤徹君、学校給食センター長、三橋公一君、代表監査委員、

佐竹三郎君、農業委員会会長、荒木隆志君、以上の諸君です。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告3件と、自治労と自治労連から国民を守る党より、職員団体の組合費給与天引きの適正運用等を求める陳情、中国における臓器移植を考える会より、臓器移植に関わる不正取引等の防止、環境整備等を求める陳情、以上の2件を郵送により受理しております。それらの内容はお手元に配付したとおりです。

次に、9月定例会以降の議長及び副議長の動静について報告します。その内容は別紙報告書のとおりです。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（青羽雄士君） 日程第4、行政報告を行います。

これを許します。町長田中健人君。

○町長（田中健人君） おはようございます。第9回ニセコ町議会定例会、改めてよろしくお願ひいたします。

それでは、第9回ニセコ町議会定例会に当たりまして、行政報告をさせていただきます。お手持ちの資料、行政報告書1枚目をおめくりください。

まず、総務課の関係でございます。

項番1、全国町村大会への参加についてということで、記載のとおり11月20日にNHKホールで開催された全国町村大会に参加をしてまいりました。

続いて、2、北海道町村会令和7年度政策懇談会について、記載のとおり参加をしてまいりました。また、ニセコ町として、計量法水道メーターの有効期限の改正について提言もしてまいりました。

ページをめくっていただきまして、2ページ目です。後志広域連合会議第2回、こちらも記載のとおりでございますが、出席をしてまいりました。

続いて、項番8、所有権移転登記手続請求控訴事件についてでございます。こちら、事件の概要や事件の時系列については記載のとおりではございますが、現時点では、先日の臨時会でも御報告もいたしましたが、今、弁論再開を目指し、追加の主張等を弁護士を通じて行っているというような段階でございます。次回の和解協議については記載のとおりでございますが、12月22日を予定しているというところでございます。

続きまして、めくっていただきまして10番目です。北海道電力株式会社との懇談と北海道副知事等挨拶回りについてというところでございます。こちら、記載には副知事とはございますが、北海道知事も何とかお時間を頂戴しまして御挨拶等もしてまいりました。また、そのほかにも札幌市内に本社を構える中央バスでございますとか、札幌市長、副市長をはじめとしたそのほかの関係各所との挨拶回りについても行っていることを補足いたします。

また、記載としてはございませんが、就任後から役場の内部で、特に職員との面談等に

については随時行っております。まず管理職、11月末まででは管理職ですとか、関係団体等の管理職の皆様等を中心に実施をしておりまして、引き続き全職員面談を行っていくというところでございます。

11番、全国若手町村長会年次総会の参加ということで、こちらも全国の若手の町村長が集まる会に出席をいたしまして、私もこの全国若手町村会の条件に当てはまるというところで参加をさせていただいております。

そのほか、お目通しいただきまして、めくっていただきまして15番、土地取引・開発行為の規制に関する勉強会について、こちらですが、10月21日に開催をされまして、近隣での違法開発が発生したことにより、後志振興局が主催となって開催した勉強会でございます。残念ながら私は別の公務が入っていたため参加ができませんでしたが、土地取引・開発行為に関わるこれまでの主な経緯ほか勉強会を開催しております、引き続きこうした勉強会については開催をしていくところでございます。

続きまして、18番、土地の寄附の受入れについてというところでございますが、以下の記載のとおり町有地の寄附の申出があり、所要の手続を今進めているというところでございます。

めくっていただきまして5ページ目、19番、防災教育に係る講師の派遣についてというところでございますが、項番19以下、8ページまでは主に原子力防災に関する訓練や会議等の実施について、記載のとおりとなっておりますので、お目通しくださいませ。

めくっていただきまして9ページ目です。消防庁舎整備室に関するです。

以下、今、消防庁舎の整備についても進んでいるというところでございますが、工事の定例会議について記載のとおり開催をしたというところで御報告いたします。

続いて、10ページ目をめくっていただきまして、企画環境課に関する御報告いたします。

まず1番、2番とございますが、道路関係及び北海道新幹線に係る要望ということで、それぞれ記載のとおり参加をしているというところでございます。

4番目が地域の持続的発展を考える自治体連絡会状況報告ということで、こちらは過疎地域の持続的発展の支援に向けてというところでございまして、4番と5番については過疎地域でございますが、2031年以降の当町の持続的な関わりに向けて各種要望をしてまいりました。

続いて、ページをめくっていただきまして11ページ、項番6ですが、ニセコエリアにおけるタクシー確保に向けた協議会について、記載のとおり開催をしております。

また、項番9、ニセコハートラボによるオフィシャルパートナーシップ協定締結式についてということで、こちらはイオンディライト株式会社様とニセコハートラボによるオフィシャルパートナーシップ協定を締結したというところでございます。提携内容については記載のとおりではございますが、遠隔操作・遠隔管理を活用した施設管理の最適化、人材不足解消に向けた各種取組ほかというところで、引き続き多様な主体との連携については強化をしてまいりたいと考えております。

また、10番目、第3回異業種交流会「ニセココネクト」についてでございますが、こちらも記載のとおりの概要ではございますが、趣旨としまして、連携事業の推進に向け、町内の様々な事業者や町民等からヒアリングを行った際、コロナ禍で壊滅した事業者、町民間の交流、ネットワーキングの機会の創出の意見が多かったことから、新たな異業種交流会イベントとして企画、開催をしているというところでございます。

続いて、めくっていただきまして12ページ、項番11でございますが、北海道新幹線羊蹄トンネル町民見学会についてということで、こちら私も実際に参加もさせていただきましたが、町民30名が定員ということで参加になりましたが、応募の町民としましては、記載のとおり、子ども13人含む79名から厳選をして、今回30名の方に参加をしていただきました。引き続き、こうした見学会については開催についてお願いをしている次第でございます。

12番、冬のニセコ周遊バスの運行について、こちらも記載のとおりでございますが、この冬につきましても1日6循環線、運賃100円、そして町民は無料ということで運行をお願いしている次第でございます。

飛びまして16番、国際交流事業の実施事業について、以下のとおり様々な事業を展開しております。13ページの(2)でございます。国際交流の取組の情報発信ということで、こちらを御視聴になられた方もいらっしゃるかと思いますが、11月13日NHK総合全国テレビ放送「ひむバス！」という番組の中で、ニセコ町の人気スキーリゾートで国際交流便という中でございまして、国際交流員の活動を紹介した番組が放映されました。

続いて、めくっていただきまして14ページでございます。17番、地域公共交通改善事業、令和7年度デマンドバスの実施状況につきまして、以下記載のとおりの運行状況となっております。

18番、ふるさとづくり寄附、ふるさと住民票についてでございますが、11月末の時点で寄附金額9,529万4,900円を寄附として頂戴をしているというところでございます。そのほか内訳については記載のとおりでございます。

また、めくっていただきまして、(2)地域別寄附者とふるさと住民登録者数というところも記載のとおりでございますが、現11月末時点では、ふるさと住民登録者数は249名というところで御報告いたします。

また、19番、企業版ふるさと納税について、こちらも寄附件数としましては8件、そして寄附の金額合計としましては2,189万3,542円の寄附を頂戴しているというところでございます。

20番、ニセコ中央倉庫群指定管理状況について、以下のとおり利用実績等は記載のとおりでございます。

ページをめくっていただきまして16ページ、22番、防災ラジオの配布（貸出）状況について、こちらは令和7年10月末の配布状況でございますが、記載のとおりとなっております。

また、23番まちづくり懇談会について、ちょうど昨日まで今年のまちづくり懇談会を実施してまいりました。全ての会について私も町長として参加をさせていただきました。速報としまして、今年度、記載のとおり14会場で開催をしまして、184名の方に御参加をいただきました。なお、参考までに、昨年度については同時期にまちづくり懇談会について147名の参加でございましたので、今年は約40名弱の方が多く参加をしていただいたという結果でございます。

めくっていただきまして17ページ、27番、行政視察の受入状況についてでございます。令和7年度10月末時点、364人、32団体受入れをしているところでございます。現状では、これまでニセコ町内に原則お泊まりということで行政視察等については受入れをしておりますが、記載のとおり実施をしたというところでございます。

続きまして、めくっていただきまして18ページでございます。税務課に関する御報告です。

まず1番、令和7年度の町税の収納実績でございますが、記載のとおりの状況となっております。

続いて3番目、地方税務行政分野におけるアドバイザー派遣ということで、ニセコ町、本町は今年度より外国人に対する課税や収納対策に助言を行える人材として担当職員を登録しているところでございます。記載のとおり、アドバイザー派遣をオンラインではございますが開催したというところでございます。

めくっていただきまして19ページ目、4番、宿泊税に関する取組についてでございます。

(1)宿泊事業者に対するアンケートの実施ということで、こちらは9月9日から23日の間、15日間ということで、北海道宿泊税について、本町が賦課徴収事務を取りまとめるか否かの希望の確認、道宿泊税導入を機に懸念する事項や本町が定率制に改正を検討するための意識調査ほかについて実施をしたというところでございます。回答件数は34件でございました。

(2)宿泊事業者との意見交換会でございます。こちらは10月15日全3回に分けて実施をし、内容としては、北海道の宿泊税導入に関する説明及び宿泊事業者における宿泊税実務に関する意見交換など（定率制への変更に関する意識確認を含む）ということで、こちらは一部の会は私も全て参加もさせていただきましたが、参加者数は36件、一部オンライン会議による参加も含めてというところでございます。

続いて、(4)宿泊税制度の改正を目指すことへの通知と公表ということでございます。まず、宿泊事業者の皆様への通知ということで、11月4日に町内で宿泊事業経営し運営する全ての事業者、当日現在で114件というところでございますが、通知文を全ての対象事業者に郵送で送付をしたというところでございます。また、制度改正を目指す旨の公表については、11月6日、町公式ウェブサイト、SNS等で発表、通知をしたというところでございます。

おめくりいただきまして(6)宿泊税改正条例案の公表と意見募集というところでござい

ます。こちらも記載のとおり公表しております、意見としては2件いただいております。寄せられた意見に対する町の回答と見解については町公式ウェブサイトで公表しております。

続いて、町民生活課に関してでございます。

1、ニセコ町民センターの利用状況につきましては、記載のとおり御報告をいたします。

めくっていただきまして21ページ、項目でいうと6番、地域安全の推進についてというところでございますが、そのうちの(3)地域安全街頭啓発運動というところでございますが、これまでの複数の団体が一つになり、こうした啓発運動について合同で開催をしたところでございます。

めくっていただきまして、8番、無料法律相談会（主催札幌弁護士会）の開設というところでございますが、期日としては記載のとおりでございますが、相談件数4件ということで、こちらについてもお目通しいただければと思います。

続きまして、保健福祉課に関してでございます。

22ページから保健福祉課に関してでございますが、ページをめくっていただきまして23ページ、項目でいう3番でございます。ニセコハイツ等入居状況についてでございます。こちらは現在福祉社会も含めまして今後の経営方針等について今検討を行っているところでございます。今、ニセコハイツは50人の定員に対して45名、きら里については18人中15名というところで入居利用していただいているという状況ではございます。

続いて6番、各種健康診査等の実施方法状況について以下、記載のとおりでございます。

続いて、ページをめくっていただきまして、項目7、育児セミナー等の開催について、こちらも記載のとおり開催をしたというところでございます。

ページをめくっていただきまして25ページ、項目でいう13番、高齢者健康教室の開催についてでございます。こちらについては、元プロアスリートの方に講師として来ていただきまして開催をし、第2回については2月18日に開催予定というところで御報告をいたします。

続いて14番、令和7年度地域包括支援センターの運営状況については、記載のとおりの御報告となっております。

めくっていただきまして26ページ、項目でいう15番でございます。定額減税補足給付金（不足額給付）について、こちらでございますが、記載のとおりの御報告となっておりますが、給付実績としては1,527万円というところでございます。

続いて、めくっていただきまして27ページ、農政課に関する御報告でございます。

1番、水田農業生産状況と産米の出荷状況について、こちらは以下記載のとおりとなっております。

続いて、28ページでございますが、2番、木育イベント「NISEKO WOOD PARK」の実施について、こちらについても昨年から引き続きではございますが、記載のとおりの開催というところでございます。

4番、令和7年度有害鳥獣被害防止対策支援事業についてというところでございますが、(1)設備整備というところで、件数としては27件、補助としては319万3,160円をこれまで補助しております。内訳としては記載のとおりでございます。2番目、獵友免許の試験等については、記載のとおりの状況となっております。

続きまして、めくっていただきまして6番、北海道酪農振興町村長会議・北海道公社畜産事業事業推進協議会合同中央要請について、それぞれ要望活動の一つではございますが、記載のとおりでございます。

続いて、国営農地再編推進室に関する御報告です。

こちら、国営農地の基盤整備事業につきましては令和9年度までの計画でございまして、多くの方の御尽力のおかげで、今無事に進捗しているというところではございますが、以下記載のとおり、それぞれ会議等の開催を行っております。

また、ページめくっていただきまして5番、国営農地再編整備事業に関する中央要請ということで、こちらも事業の推進及び予算確保に向けた提案（要請）活動というところで、こちらにも参加をしてまいりました。

めくっていただきまして31ページでございます。商工観光課に関してというところでございます。

1番、令和7年度上期観光入込客数調査結果についてでございますが、記載のとおり、数字の内訳、昨年度との対比については御報告のとおりではございますが、令和6年度と比較しまして入込客数の総数は減少しているというところについて御報告をいたします。また、その下には外国人の宿泊者数というところで、宿泊人数及び宿泊延べ数についてもそれぞれ主な国の内訳も含めて記載をしておりますが、数の総数でいきますと、前年度比では共に大きく減少しているというところを御報告いたします。

続いて、3番、観光審議会について、それぞれ第1回、第2回と2回開催をしております。観光振興ビジョンの中間フォローアップですか宿泊税の使途について御審議、議論していただいたというところでございます。

ページをめくっていただき32ページ、5番目でございます。東京ニセコ会と連携したプロモーションの開催について、記載のとおり開催をしております。

6番、デジタルノマド官民推進連携協議会総会についてということで、こちらも記載のとおり開催をしております。

7番、全国観光地所在町村協議会総会についても記載のとおりの開催となっております。また、続きまして8番、日本フットパス協会理事会、総会につきましても、記載のとおり、こちらはニセコ町で開催というところで開催をした御報告となっております。

めくっていただきまして33ページ、9番、宿泊税の使途等に係る意見交換会について、こちらも記載のとおりではございますが、11月6日に開催をしております。

10番、日本版ベストツーリズムビレッジ連携協議会総会、シンポジウムについて、こちらも記載のとおりではございますが、ニセコ町で開催をしたものになります。

11番からはイベントなどの実施について御報告をしておりますが、記載のとおりとなつております。

ページめくっていただきまして34ページ、12番、ニセコグリーンバイクプラスの結果についてでございます。こちらは、電動アシスト付自転車と、今年から電動のトウクトウク、いわゆる原動機三輪自動車の貸出事業についての結果というところでございますが、記載のとおりの結果となっております。

13番、町内各スキー場の安全祈願祭について、記載のとおりの開催となっております。

ページめくっていただきまして14番、ニセコアンヌプリ地区なだれ事故防止対策協議会の開催について、担当者会議及び総会、それぞれ開催の旨御報告を記載のとおりしております。

15番、ニセコスキー場安全利用対策協議会総会の開催について、記載のとおりの開催となつております。

16番、観光カフェの開催についてでございますが、こちらについても記載のとおり、主に宿泊税の活用に関する内容で、ニセコリゾート観光協会が主催となって開催しております。

ページをめくっていただきまして36ページでございます。18番、令和7年度ニセコ駅前温泉綺羅乃湯の入館状況について、記載のとおりの状況となつております。

20番、ニセコ町グルメスタンプラリーの開催について、記載のとおりの開催となつております。

21番、G o o g l e ビジネス及び生成AI活用セミナーの開催についても記載のとおりの状況となつております。

22番、ようてい地域消費生活相談窓口の運営状況につきましても、記載のとおりの開催結果というところでございます。

23番、食の安全・安心親子教室バスツアーの開催、こちらも記載のとおりの開催となつております。

続いて、37ページでございますが、都市建設課に関する御報告です。

こちらでございますが、項目1番、ニセコ町営住宅入居者選考委員会の開催について、記載のとおりそれぞれ開催をしております。

また、ページをめくっていただきまして2番、3番につきましては、要請活動、要望書の提出というところで、こちらについても記載のとおりの活動の御報告となります。

4番、国土利用計画法に基づく土地取引の状況について、こちらにつきましても記載のとおりの御報告となつております。

5番目、景観条例に基づく協議状況につきまして、こちらは令和7年6月から令和7年8月における状況というところで、開発事業につきましては3件、屋外広告物については1件の協議状況でございました。

めくっていただきまして39ページ、上下水道課に関する御報告です。

1番、市街地区配水管漏水事故についてでございます。こちら発覚したのが、記載のとおりでございますが、10月19日午前10時というところでございまして、発見状況、対応、内容については記載のとおりでございますが、被害状況としては、配水管の修理作業時に漏水箇所周辺で約2時間の断水を行いました。断水の影響を受けた世帯は27件でございまして、事前に断水の周知を行った結果、ポリタンクによる水の配布希望者はなしというところでございましたが、以上御報告をいたします。

続きまして、教育委員会については、記載のとおり別表のとおりというところでござります。

農業委員会についてでございます。

農業委員会についての御報告でございますが、項番でいう2番、農地パトロールの実施についてというところで、記載のとおり開催をしております。

続きまして、40ページでございます。消防組合ニセコ支所に関する御報告です。

以下それぞれ記載のとおり、研修会や各種訓練等について開催をしたというところについてはお目通しいただければと思います。こちらについては少し長くございますが、45ページまでそれぞれ記載のとおりでございます。

続いて、45ページ、22番、災害出動についてというところでございますが、こちらについても記載のとおりの御報告となります。

また、続いて46ページ、警戒出動についても以下のとおりの内容についてお目通しいただければと思います。

23番、ニセコ救急の出動先別出動状況についてというところで、こちらについてもお目通しいただければと思います。

最後に、48ページ以降でございます。こちらは別表となっておりますが、委託業務及び工事の関係の進捗状況を記載しております。以下御覧賜れますと大変幸いでございます。

以上で御報告を終了いたします。

○議長（青羽雄士君） 次に、教育長、片岡辰三君。

○教育長（片岡辰三君） 第9回定例会におきまして教育行政報告を実施させていただきます。

それでは、皆様のお手元の資料1ページをおめくりください。

まず1番目、教育委員会の活動ということで、教育委員会議第8回臨時会が10月1日に開催され、教育長の任命、教育委員の任命ということで、議案につきましては議席の決定ということでございます。

続きまして、第9回定例会を11月27日に開催してございます。報告案件につきましては、会計年度任用職員の任用、教育予算の補正等、それから学力・学習状況調査の結果についてということで報告をしてございます。議案につきましては、そこに記載のとおり、各種条例の制定について審議をいただいたところでございます。これらの関連条例につきましては、本定例会におきまして上程して御審議いただく予定でございます。

次に、(2)第1回後志管内公立小中学校人事推進会議ということで、9月3日、本年度も人事協議が始まったところでございます。

以下、3番、教育委員研修を10月17日、それから4番目の後志町村教育委員会協議会教育長部会と教育関連団体懇親会等が開催されてございます。

次ページをおめくりください。(5)高等学校・特別支援学校、後志の校長会のほうで参加をし、挨拶をしたところでございます。

それから、その後(6)は働き方改革についてのオンラインの参加をしているところでございます。

(7)につきましては、京都市立西京高等学校・附属中学校中高一貫教育研究大会のほうに参加をさせていただきました。京都の西京高校は、京都市立の高校で、堀川高校等、大学進学等に顕著な成果を出しているところでございます。こちらのほうで、特に特別講演のほうにつきましては、広島県総務局付課長の福山市教育委員会学校教育部参与、寺田拓真氏が元文部科学省の職員でございますけれども、学校をもっともっと自由な場にと題して中高一貫教育について御講和いただき、今後のニセコ高校等を含めて学校経営等についての貴重なお話をいただいたところでございます。

(8)番、それから(9)番、(10)番につきましても記載のような内容で会議が開催されてございます。

次に、3ページおめくりください。学校教育の推進ということで、学校行事等につきましては、参観日は記載のとおり、旅行的行事もニセコ小学校・近藤小学校合同の宿泊体験学習が開催されてございます。また、発表会等につきましては、ニセコ小学校、近藤小学校、ニセコ中学校、それぞれ記載の日程で開催して、私も見学させていただいております。それから、②の会議・研修につきまして、校長会議、教頭会議は記載の日時にそれぞれ開催し、教育委員会からの所管事項等について説明しているところでございます。

(2)は学校教育指導ということで、①のほうは教育局指導主事への要請訪問ということで、各学校それぞれ記載の期日に指導を受けているところでございます。②の学校経営指導訪問につきましては、記載のとおり、各小中学校におきまして後志教育局義務教育指導監による学校経営指導訪問を受けているところでございます。

次ページをおめくりいただきまして、(3)令和7年度全国学力・学習状況調査の結果ということで、概要につきましては、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育指導の充実や学習状況の改善を図るということで本年4月17日に開催されて、今次報告がまとめたところでございます。調査内容としましては、小学校につきましては、国語、算数、理科、中学校におきましては、国語、数学、理科ということ、それから、生活習慣や学習意欲に関する調査ということで、それぞれ児童生徒に対する調査、学校に対する調査について、ちょっと概要を簡単に御説明させていただきます。

調査結果の公表等につきましては、これまで新聞紙上等で各町村ごと、管内町村ごとに掲載されていて、それについては、各町村の学校の母集団、生徒数も随分違いがあるとい

うようなことで、一概に序列のような形で評価されることは好ましいことではないという教育長部会の中で申入れをしたところ、そういう形で新聞等には全体的な結果のみが掲載されるという状況になってございます。

本町の小学校6年生、中学校3年生の状況につきましては、その一覧表のとおり、全国、全道、ニセコ町ということで御覧おきいただきたいのですけれども、小学校のほうでは、全道、全国より下回っている状況でございます。中学校3年生につきましては、国語については全国、全道を上回っているという状況、理科については大体同じような状況ということでございます。

実際にその下の児童生徒の質問紙の中身では、それぞれ学習時間、どのように使っているかとか、タブレットを使っているかということについては本町の子どもたちについては積極的に使っているという結果ではございます。

次ページをおめくりください。学習への興味・関心、特に国語の勉強が好きとか、あるいは中学校も国語、数学の勉強が好きだという、そういう興味・関心と結果がちょっとうまく結びついてないということで、委員会としても具体的な学力向上に向けた対策を各学校と共に支援してきているところでございます。

(4)児童生徒の状況につきましては、①の児童生徒一覧表12月1日現在について御覧おきください。大きな変化はございません。また、②の特別支援教育を要する児童生徒と指導体制の状況につきましても大きな変更はございません。

次ページをおめくりください。特別支援教育につきましては、第2回教育支援委員会、第3回教育支援委員会を順を踏んで就学児童生徒についての対応状況を新たに就学判定しているということで、この先、12月17日に最終的に決定する予定でございます。

(6)ニセコスタイルの教育ということで、①については、コミュニティ・スクール委員会ということで、全体会ということで、特に今回は、文部科学省のCSマイスター出口寿久先生による御講演ということで、実際に非常に貴重なお話をいただいたということでございます。

また、道外視察研修、11月18日から20日にわたって京都のほうの小学校、高校を教育専門官、小中高の教職員7名が参加しているところでございます。

また、ニセコ町のニセコスタイルの教育を推進する中で、研究大会が11月12日、ニセコ小学校を会場に町内の小中高、幼児センターの先生方を含めて研究授業、それから文部科学省の学校DX戦略アドバイザーの木村智先生による講演等ということで、あとは後志教育局から指導主事における指導助言、参加者につきましては、町内の教職員のほか、町外の10名の先生方も参加していただいたというところでございます。

次のページをおめくりください。英検対策ウィークということで、ニセコ高校のWorld Villageが設置されて、中学生、高校生延べ30名が英検の2次試験に向けた練習等の活動をしているところでございます。

(7)番、学校保健につきましては、記載のとおり、ニセコ小学校、近藤小学校で、80名、

14名の生徒が実施しているところでございます。

それから、③インフルエンザ等による臨時休業というようなことで、このたび11月の上旬、非常に五月雨的にニセコ小学校でインフルエンザがはやり、学級閉鎖等になりましたけれども、最終的には学校閉鎖という判断をしまして、現在は収束しているところでございます。同じ時期、中学校についても2年、3年の学級閉鎖という状況でございました。

(8)番、学校安全については、1日防災学校、ニセコ小学校、近藤小学校。次のページをおめくりください。防災教室として、ニセコ中学校がニセコ町の防災専門官等による講和等を受けているところでございます。

(9)ニセコ高等学校関連につきましては、グローバル人材育成プログラム京都視察研修が記載のとおり開催されて、生徒6名が参加しているところでございます。

また、持続可能な社会づくり高校生国際会議ということで、千葉の麗澤大学のほうで、高校生が、ニセコ高校の生徒も7名参加して、海外からはオンラインでのタイや台湾の高校生も参加して開催したところでございます。

以下、秋の味覚マルシェ、体育大会、さんフェア等につきましては、記載のとおり開催されたということでございます。

次ページをおめくりください。第69回後志地区高等学校定時制通信制生徒生活体験発表大会、9月に開催されまして、ニセコ高校の中原さんが第3位という結果を残してございます。

また、映画上映会をニセコ高校で、高校生が中心となって運営して、ドキュメンタリー映画「はんぶんこ」の上映ということで、地域の方も含めて約100名の参加があったということでございます。

また、ワールドキャンプ、ニセコ高校のN I S E K O W o r l d V i l l a g e を中心に、オールイングリッシュによる活動等を開催しているところでございます。

それから、台湾研修のほうに10月13日から18日、東吳大学や国立台中科技大学との連携等に関わって、生徒4名、引率教諭2名が参加しているところでございます。

②の生徒募集に向けた活動につきましては、中学校での学校説明会、各学校の要請を受けて説明に行っているところでございます。

一日体験入学等につきましては10月11日に67名の参加、それから、ニセコ中学校1年生については11月7日に43名の参加ということでございます。

次ページをおめくりください。大学等との連携ということで、東吳大学との包括連携協定を本年度10月17日締結してございます。人材の育成、教育文化の振興、持続可能なまちづくり、国際化、環境問題解決に関する連携等に関する内容で、東吳大学の東アジア地域発展研究センター長ほか2名ということで、調印してまいりました。

それから、④視察対応につきましては、松前町議会厚生文教常任委員会がニセコ高校のDX、グローバル教育等についての視察ということで対応してございます。

また、10月30日には、北海道教育庁学校教育局高等学校課高校改革推進室の室長等の視

察を受けて、学校の説明、授業見学、意見交換などをしているところでございます。

教科指導、11月6日、ニセコ高校は石狩教育局の指導主事の訪問を受けているところでございます。

また、学校経営指導訪問ということで、渡島教育局主幹による学校経営の指導を受けているところでございます。

次のページをおめくりください。子育て支援、幼児教育・保育の推進ということで、ファミリーサポートセンター利用状況につきましては、そこに記載しているとおりでございます。

ファミサポ森のようちえんについては、記載のとおり開催されてございます。

みんなの食堂 in ニセコにつきましては、NPO法人ニセコ未来サポート隊が主催で10月3日に開催し、多くの子どもたち、地域の方々が参加しているということで、参加者が約200名ということで、大いに子どもたちのために御支援いただいているということで、心から感謝を申し上げたいと思います。

次をおめくりください。幼児センター関係ですけれども、記載のとおり園の行事等につきましては、そのように開催されてございます。

園児の健康については、フッ化物洗口が記載のとおり、栄養指導も記載のとおり実施されてございます。

園児の安全につきましては、避難訓練、記載のとおり実施されてございます。

④入園児童の状況につきましては、12月1日現在、表のとおりでございます。

それから13ページ、預かり保育の状況、それから(3)子育て支援センター関係の子育て支援センター利用状況、一時保育の状況につきましては、表のとおりでございます。

次ページをおめくりください。③休日保育の状況につきましても、表のとおりでございます。

④子育て講座等事業実施の状況につきましては、記載のとおり、にこにこ相談、遠足等、それぞれ実施されているところでございます。

次ページをおめくりください。子育て講演会、一番上のところでございますが、「子どもの発達とおもちゃや絵本の役割」ということで、講師として札幌第一こどものとも社代表取締役社長の藤田進氏の講和を受けているところでございます。

放課後事業関係につきましては、記載のとおり、ニセコこども館の状況、12月1日現在、放課後子ども教室も12月1日現在は表のとおりでございます。

次ページをおめくりください。4番、社会教育・社会体育の推進ということで、(1)社会教育活動ということで、管内の社会教育委員正副委員長研修会が、それから②の社会教育主事等会議並びに社会教育担当者研修会が記載のとおり開催されてございます。

③ニセコ町児童生徒作品展ということで、11月1日から3日間、ニセコ町民センターで開催され、書写240点、絵画270点と多くの子どもたちの参加を得て開催しているところでございます。

また、青少年芸術鑑賞会ということで、11月28日に小中学校におきまして、CHIBI UNITYというダンスチームのダンス体験を鑑賞していただいたところでございます。

⑤番のみらいラボにつきましては、茶道体験、茶道についてとか食品ロスについて、記載のとおり開催しているところでございます。

17ページ、次のページですけれども、寿大学につきましては、9月、10月、11月と記載のとおり開催され、班長合同運営委員会も11月25日に開催されて、次年度等の計画等について協議しているところでございます。

(2)文化・図書活動につきまして、有島記念館の展示事業、藤倉英幸展につきましては、根強い人気がありまして、来場者4,409名ということでございます。

外部連携展示事業としては、静かな風を聴きながらということで、はり絵で結ぶ薩摩川内とニセコということで、鹿児島県薩摩川内市のまごころ文学館で開催されて、約400名の来場者があったということで報告を受けております。

移動パネル展につきましては、「有島武郎と北海道」ということで、11月に紀伊國屋書店の札幌店で開催しているところでございます。

次のページをおめくりください。18ページです。有島武郎青少年公募絵画展、記載のとおり開催され、来場者は942名、応募点数としては、今年度は1人1点ということで、中学生が107点、高校生が96点、総計203点ということで、今年度は高校生のほうがほかの大会とのかぶりがあったようで、応募点数がちょっと少なかったというふうに聞いてございます。また、その結果、表彰式が11月3日に開催され、審査員による作品講評等ということで、来場者116名の中で表彰式が開催されました。

④記念館の入館者の状況につきましては、表のとおりでございます。

⑤鉄道遺産群保全事業につきましては、記載のとおり開催されているところでございます。

次に19ページをおめくりください。学習交流センター「あそぶっく」の状況につきましては、7年度の10月までの状況につきましては、表のとおりでございます。

また、あそぶっくの活動状況ということで、4月から10月までの累積となりますけれども、多くの事業を開催し、継続して開催している事業も大変多く、地域の住民の方の参加も多数あり、喜ばれているところでございます。

20ページ、次のページにも記載のとおり開催されてございます。

項番⑧ニセコ町文化協会活動につきましては、文化まつりが10月下旬から11月3日にかけて開催されてございます。

また、11月2日には文化奨励賞表彰式ということで、ニセコフォトクラブの佐藤富夫氏が表彰されているところでございます。

次ページをおめくりください。(3)社会教育・スポーツ活動のところでございます。

①第43回ニセコマラソンフェスティバルにつきましては、丸の二つ目の9月17日に開催されてございます。申込みは1,379名でしたが参加は1,208名ということで、当日のちよつ

と天候状況も悪かったせいで参加者は減ったというふうな状況でございます。

それから、②アスリート訪問事業、バドミントンについては、北海道コンサドーレ札幌バドミントンチームの選手、監督による指導を受けたところでございます。

それから、③全町9人制バレーボール大会につきましては、11月30日に開催され、結果は下記のとおりでございます。

22ページをお開きください。第67回北海道スポーツ推進委員研究協議会が10月11日に岩内町で開催されて、スポーツ推進委員の表彰等ございます。本町からは委員2名と事務局が参加してございます。

⑤社会体育施設の利用状況につきましては、記載のとおりということで、屋外については10月でほぼ終わってございます。体育館の状況につきましても、非常に利用状況が高い状況であるということでございます。

以上、教育行政報告のほうを終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（青羽雄士君） これで行政報告は終わりました。

この際、議事の都合により、午前11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時05分

○議長（青羽雄士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第5 委員会報告第2号

○議長（青羽雄士君） 日程第5、委員会報告第2号 所管事務調査の結果報告の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、木下裕三君。

○産業建設常任委員長（木下裕三君） 日程第5、委員会報告第2号 令和7年度産業建設常任委員会所管事務調査の結果報告を別紙報告書に基づき申し上げます。

期日は、9月29日から10月1日の間で計3日間実施しました。

出席委員は、委員全員で、説明員の出席者は別紙記載のとおりです。

調査事項は、農林畜産業、農地整備、道路、橋梁、公営住宅、上下水道、商工観光その他委員会の所管する事務で、併せて水道施設拡張工事現場など8か所の現地調査を行っております。

調査結果は以下のとおりですが、結果の概要を申し上げます。

農政課関係では、担い手不足に対応したスマート農業導入の検討などについて、また、鳥獣被害への対応においては、被害額の把握や対策効果の農家への周知、これらに努められたいこと。このほか、林業振興事業においては、人材確保などの課題解決に努められた

いこと。

農業委員会関係では、農地転用の許可において、法にのっとった適正な執行に留意いただきたいこと。

国営農地再編推進室関係では、工事や換地における懸案事項への対応に努められたいこと。

商工観光課関係では、人手不足の問題について、イベントや事業の統合化やスリム化、宿泊税の使途活用の検討に努められたいこと、また、にぎわいづくりサポート事業や魅力アップ事業などの周知や、G S T Cなど町が先進的に取り組んでいる観光施策について、町民への説明などに努められたいこと。

都市建設課関係では、全町にわたる共通事項として、ニセコミライ街区開発における町全体の負担額や、事業全体における株式会社ニセコまちと町の負担割合、町民の住み替え動向などについて、町民への説明を行うよう努められたいこと。また、改正した景観条例について、関係者への適正な指導と運用に努められたいこと。

上下水道課関係では、施設の老朽化対策について、財源確保を図りながら計画的に実施に努められたいこと。

以上の結果のとおり、これで報告を終わります。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（青羽雄士君） 委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの産業建設常任委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

お諮りします。ただいまの産業建設常任委員長の報告を受理し、善処を必要とする関係部分については、町長等に対し善処されるよう要望したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、委員会報告第2号 所管事務調査の結果報告についてはこれを受理し、善処を必要とする関係部分について町長等に対し善処されるよう要望することに決しました。

◎日程第6 認定第1号から日程第7 認定第2号

○議長（青羽雄士君） 日程第6、認定第1号 令和6年度ニセコ町各会計歳入歳出決算認定についての件、日程第7、認定第2号 令和6年度ニセコ町公営企業会計歳入歳出決算認定についての件、2件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

決算特別委員長、高瀬浩樹君。

○決算特別委員長（高瀬浩樹君） 令和7年第7回ニセコ町議会定例会において当委員会に付託された認定第1号 令和6年度ニセコ町各会計歳入歳出決算認定について及び認定第2号 令和6年度ニセコ町公営企業会計歳入歳出決算認定について、別紙報告書のとおり審査の経過と結果を報告いたします。

去る9月17日、第1回目の決算特別委員会を開催し、正副委員長について、委員長に私、高瀬を、副委員長に小松議員を互選し、付託された事件については、議会閉会中の継続審査の申出を行いました。

10月14日及び10月28日の2日間、決算特別委員会を開催し、各会計全般にわたる審査を行い、決算書及び法令に基づき提出されました各関係書類により、あるいは説明員による説明を求めるなど、慎重に審査しました。結果、各会計ともおおむね良好に執行されているものと認め、別紙審査報告書のとおり認定すべきものと決しましたので報告します。

なお、一般会計の審査における個別の指導事項として、次のように指摘していますので述べたいと思います。

ごみ処理については、分別が不十分な駄目ごみが、各種対策の努力によっても減らすことが困難な状況にあります。予算の効率的な執行の観点からも、ごみの分別や処理の方法について改めて全般的な検討を行う余地があります。

以上、認定第1号及び認定第2号の委員会報告を終わります。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 委員長の報告が終わりました。

これより、認定第1号及び認定第2号の2件について、決算特別委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

本件の2件については討論を省略いたします。

これより認定第1号 令和6年度ニセコ町各会計歳入歳出決算認定についての件を採決します。

採決は起立によって行います。

本件は、委員長報告のとおり決算を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、令和6年度ニセコ町各会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

これより認定第2号 令和6年度ニセコ町公営企業会計歳入歳出決算認定についての件を起立により採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決算を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、令和6年度ニセコ町公営企業会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

◎日程第8 報告第1号

○議長（青羽雄士君） 日程第8、報告第1号 専決処分した事件の報告について（請負契約の契約金額の変更）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） それでは、議案の3ページをお開きいただきたいと存じます。

日程第8、報告第1号 請負契約の契約金額変更について、公営住宅（新団地1号棟他）建設工事（建築主体工事）、こちらを説明いたします。

報告第1号 専決処分した事件の報告について（請負契約の契約金額の変更）。

次のとおり令和7年3月14日に議会の議決を経た請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記、1、請負契約の名称、公営住宅（新団地1号棟他）建設工事（建築主体工事）。

2、契約年月日、令和7年3月13日。

3、契約の相手方、虻田郡ニセコ町字本通137番地、株式会社浦野工務店、代表取締役浦野隆志。

4、変更内容、契約金額の増額変更でございます。当初3億2,208万円、変更後3億2,358万7,000円、増減額、増額150万7,000円。

5、変更理由でございます。建設敷地の地下水位が高く、基礎の掘削時から水がたまる状況であり、基礎ピット内への水の浸入を防ぐ止水対策が必要となり、ピット床を基礎ベース部と一体的にスラブ床として施工するほか、コンクリート打ち継ぎ部に止水板を追加する治水対策を講じるためということでございます。

専決年月日は、令和7年11月27日でございます。

令和7年12月10日提出、ニセコ町長 田中健人。

本件は、予定価格が5,000万円を超える工事とのことで、令和7年3月に議会の議決をいただいた工事でございます。こちらは、町営プール向かいの団地でございまして、全体で、1号棟7戸、それから2号棟が9戸、全16戸の住宅及び集会所の建設、これを進めております。

今回は、現在建設中の2号棟に続き1号棟の建設案件で、内訳は、少人数用1LDK5戸、それから世帯用3LDK2戸でございまして、既存公営住宅のミスマッチによる住み替え居住を優先する予定で進めております。

変更理由は先ほど御説明申し上げたとおりですが、このたびこの契約金額の変更を行つ

したことから本議会で報告をするというものでございます。

なお、町長の専決事項の指定によりまして、今回変更する金額が500万円を超えないため、議案ではなく専決の報告となってございます。

こちらの建設は、国の社会資本整備交付金を活用して実施をしているというところでございます。

報告第1号に関する説明は以上でございます。

よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（青羽雄士君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、報告第1号 専決処分した事件の報告について（請負契約の契約金額の変更）の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

3番、高木議員。

○3番（高木直良君） 今、地下水の水位が高いということでの対策の変更です。ちょっと私が思うのは、この場所についての水位の高いことがある程度想定されておりました。今回、止水壁などを入れるという対策ですが、例えば施工中の排水に伴う排水ポンプの運転日数が増加したとか、その手間、経費がかかったということはないのか。

それから、もう一つ考えますのは、今後のこととも含めて、私は周辺の地盤改良も併せて変更として、多少経費はかかりますけれども、今後のためには地盤改良も同時にやるべきではなかったかなと思うんですが、その辺について、もしこの対策で終わるということではよろしいかどうか、判断がございましたらお答えいただきたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 橋本都市建設課長。

○都市建設課長（橋本啓二君） 高木議員の御質問にお答えいたします。

こちらの基礎工事につきましては、ボーリングも何か所かやっておりまして、その際に地下水のデータもあるので想定はしておりました。したがって、実は地盤改良も行っております。ただ、想定以上にちょっと地下水位が高かったものですから、今回、横壁のスラブと下の板を新しく設置というふうに今回変えさせていただいたのと、高木議員がおっしゃるとおり、確かに地下水位が上がることによってピット内部に大分地下水がたまつたので、その辺の処理や何かについても費用は若干かさんでいる状況でございます。

以上です。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） 先行して地盤改良も進めていたということなんですが、私が考えますのは、施工をした後に埋め戻しをして地盤を整えると思いますけれども、その埋め戻しの際の埋め戻し土にちょっと止水効果のあるセメントを混ぜるとか、そういう配慮は必要ないかという趣旨でございます。

○議長（青羽雄士君） 橋本課長。

○都市建設課長（橋本啓二君） 高木議員の再質問にお答えいたします。

埋め戻しの土について、建築についてはたしかそんなになかったと思います。ほとんどが捨土となることになるんですが、今後、確かにおっしゃられるとおり、埋め戻しでそういった不透水のものが必要になるのであれば、その辺の検討の余地はあるかと思いますので、御参考にさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これにて報告済みといたします。

◎日程第9 議案第1号から日程第20 議案第12号

○議長（青羽雄士君） 日程第9、議案第1号 請負契約の変更について（令和7年度町道ニセコミライ通電線共同溝設置工事）の件から日程第20、議案第12号 令和7年度ニセコ町公共下水道事業会計補正予算の件まで、12件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） それでは、議案の4ページからということでございます。

日程第9、議案第1号 請負契約の変更について（令和7年度町道ニセコミライ通電線共同溝設置工事）、こちらを説明いたします。

令和7年5月28日に議会の議決を経た請負契約を変更するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

記、1、請負契約の名称、令和7年度町道ニセコミライ通電線共同溝設置工事。

2、契約年月日、令和7年5月27日。

3、契約の相手方、虻田郡ニセコ町字里見61番地1、牧野工業株式会社、代表取締役 牧野雅之。

4、変更内容、契約金額の減額変更、当初1億2,903万円、変更後1億2,327万7,000円、増減額、減額575万3,000円。

5番の変更理由です。当初、設計当時、令和5年度ですが、これに確認していたＳＤＧｓ街区の建物配置から変更があり、それに伴い埋設管の位置の変更等が生じたためということでございます。

令和7年12月10日提出、ニセコ町長 田中健人。

本件は、予定価格が5,000万円を超えるという工事のため、令和7年5月議会で議決をいただいた工事でございます。本件は本町も株主となっている株式会社ニセコまちが進める住宅整備に当たり、第2工区から第3工区まで340mにわたり電線共同溝、いわゆる無電柱化を進めている工事でございます。

当該工事は、脱炭素を推進する本町の取組を受け、高気密高断熱住宅の建設を先駆的に進めるエリアでございますが、併せて防災と景観保全の視点から電線共同溝工事を進めているものでございます。

先ほど変更理由で御説明いたしましたとおり、建物の配置が変わることで建物敷地内の電線と、それから通信線、これの引込管延長が短くなり、また、コンクリート枠、それから枠の蓋、この数量も減らしたということから575万3,000円の減額となりましたので、本議会に上程をするものでございます。

工事の工期については、令和8年1月30日までを予定してございます。

なお、今回変更する金額は500万円を超えるため、専決の報告ではなく議案として提出をしてございます。

なお、当該工事の財源につきましては、社会資本整備総合交付金事業の防災安全交付金として5,408万7,000円、それから過疎債を7,490万円、これを活用して実施してございます。

議案の第1号に関する説明は以上でございます。

次のページでございます。

5ページ、日程第10、議案第2号　訴えの提起について（ニセコ町特定公共賃貸住宅本通A団地）について説明いたします。

次のとおり訴えの提起をするため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月10日提出、ニセコ町長　田中健人。

6ページを御覧いただきたいと存じます。

訴えの提起についてということで、町は次のとおり訴えを提起するということで、まず1番、当事者、原告がニセコ町ということでございます。それから被告については、ここに居住していた方ということですが、個人情報のため開示は控えさせていただきます。

項番2の訴訟の要旨でございます。

被告は、ニセコ町特定公共賃貸住宅本通A団地1号棟104号室に入居中の令和5年6月分家賃の一部から令和7年4月分家賃と令和7年6月分家賃の一部と同年7月分家賃を滞納したことにより、ニセコ町は、ニセコ町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例第27条第1項第2号の規定に基づき、令和7年9月1日付で被告に対し、明渡し請求を行いました。

被告は、いまだ明渡し請求に応じていないため、ニセコ町は、住宅の明渡しを求めること、それから明渡しの要因となった23か月分の滞納家賃と一ヶ月分家賃額4万1,000円のうち一部支払済みとなっている2か月分家賃、合わせて97万1,000円の催告額から生活保護費のうち住宅料相当が入金されたということによる2万5,000円を減じ、8月分未納家賃を加えた98万7,000円の支払いを求めること、それから、同条第4項に規定する明渡し請求を受けた日の翌日から明け渡した日までの家賃相当額の2倍に相当する額の損害賠償金、これの

支払いを求めるごと及び訴訟費用を被告負担とすることの訴えを提起するというものでございます。

3番目、所管裁判所は、札幌地方裁判所の岩内支部、4番目、本件に関する取扱いは、本件の訴訟は弁護士に委任をするということでございます。

理由については先ほど申し上げた内容と重複しておりますので、御覧いただきたいと存じます。

なお、7ページ、8ページに参考資料といたしまして事件の概要を掲載しております。訴えの提起に至った判断の経過などということでございますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

それから、8ページの項番2でございますが、議会議決いただいたという前提でいきますと、その後、今後の予定といたしまして、訴状の提出、それから口頭弁論、証人尋問、判決と手続が進むという予定でございますが、日程は未定でございます。

議案第2号の御説明は以上でございます。

続きまして、9ページ、日程第11、議案第3号 指定管理者の指定について（後志南部地区地域資源循環管理施設）について説明いたします。

次のとおり指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記、1、指定管理者に管理を行わせる施設、所在、虻田郡真狩村字富里81番地、名称、後志南部地区地域資源循環管理施設（土壤改良資材製造施設）。

2、指定管理者に指定する団体、これは、虻田郡俱知安町南1条北東2丁目5番地2、名称は、ようてい農業協同組合、代表者、代表理事組合長、金子辰四郎。

3、指定する期間、令和8年2月1日から令和13年1月31日まで。

令和7年12月10日提出、ニセコ町長 田中健人。

本件につきまして、当該施設は、地域で排出している野菜残渣及びでんぶんを生産する過程で排出するデカンタ廃液、これを適正に処理し地域へ還元することを目的とし、地方自治法第244条の2の規定により、平成18年から本町を含む10町村、島牧、寿都、黒松内、蘭越、真狩、留寿都、喜茂別、京極、俱知安、ニセコでございますが、この10町村により共同設置している公の施設であり、現在は令和8年1月末まで、ようてい農業協同組合を指定管理者として運営をしてございます。この指定管理は5年ごとの更新ということになってございます。

先般開催された関係町村の管理職で構成する運営協議会で、引き続き5年間、ようてい農業協同組合による指定管理者による運営が適正であるということを確認し、これを基に各町村内で協議の後、このたびの12月議会においてそれぞれ指定管理者の継続を提案することとなつてございます。

なお、ニセコ町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第15条で、本施設は指定管理者の指定手続に関する事項について適用しないことと規定されており、そのた

め、指定管理者選考委員会での審議を経ず選定することができるとなつてございますことから、このたびの議会での上程をしたということでございます。

議案第3号に関する説明は以上でございます。

続きまして、10ページです。

日程第12、議案第4号 ニセコ町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について説明いたします。

ニセコ町乳児通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年12月10日提出、ニセコ町長 田中健人。

まず、18ページを御覧いただきたいと存じます。

これの下でございますが、提案理由でございます。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、児童福祉法の一部が改正され、同法に乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度、これに関する規定が新設されました。

乳児等通園支援事業は、保育所に通っていない0歳6か月から満3歳未満の子ども、これが親の就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で、保育所や幼稚園等を利用することができる制度でございまして、令和8年4月から全ての市町村において実施することとされているものでございます。

国から乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準が示され、実施主体となる各市町村においても認可基準を条例で定めることとされていることから、本町においても基準府令を踏まえ、条例を新たに制定するというものでございます。

当該制度について、ニセコ町においても令和8年度からの実施に向けて準備を進めてまいります。

ふだん保育園等に通っていない未就園の子どもに集団生活の機会を提供することで、同年代の子ども同士で触れ合うなど、家庭だけでは得られない様々な経験を通じて子どもの健やかな成長を支えるということが目的でございます。

保護者にとっても社会とのつながりを持ち、専門的な知識や技術を持つ保育士等に子育ての悩みや不安、これを相談し、様々な支援を得る機会を提供するというものでございます。

本町でも既に実施している一時預かりですが、これは保護者の立場からの必要性に対応するものであるのに対して、今回のこども誰でも通園制度は、保護者のために預かるものではなく、家庭にいるだけでは得られない様々な経験を通じて子どもが成長していくよう子どもたちを応援するということが制度上の主な目的でございます。

この制度実施には、国のルールに従い主に二つの条例を制定いたしますが、今回は主に民間施設等が本事業を実施するに当たり、人員配置や面積など施設、事業に必要な基準をニセコ町が条例で定め、それに基づきニセコ町が認可をすることとなっているということ

から、いわゆる民間施設に対するニセコ町の認可基準を定める条例ということになってございます。

11ページに戻っていただきたいと存じます。

ここからがこの条例の本文でございますが、11ページ以降、認可条例の主な内容でございますが、まずは11ページ、第1条の趣旨から第3条、これが施設運営の最低基準の目的を定め、それから第4条ではその向上を定め、それから7条、安全計画を策定するということになっておりまして、それから9条では職員の一般的な条件などを定めてございます。

それから18ページまで、全28条にわたり当該事業の実施に当たり、いわゆる認可基準を定めているというものでございます。

18ページの下でございますが、条例制定に当たり行った町民参加の状況ですけれども、11月21日から12月3日まで意見募集を行いましたが、特に意見はございませんでした。

なお、最後に、この事業を実施するにはもう一つ条例を定めるということで御説明申し上げましたが、もう一方の条例については、今回の認可条例で町から認可を受けた民間施設などが事業を実施するに当たり、財政支援の対象となるため、利用定員など運営等の基準を定め、それに基づき市町村が確認をする条例となってございます。

この二つ目の条例は、国からの基準が示されたタイミングが遅かったことから、改めて3月までの間に条例を制定させていただくということで上程する予定でございます。

議案第4号についての御説明は以上でございます。

続きまして、19ページ、日程第13、議案第5号 ニセコ町立ニセコ国際高等学校教育職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例について御説明いたします。

ニセコ町立ニセコ国際高等学校教育職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年12月10日提出、ニセコ町長 田中健人。

次の20ページの下、提案理由でございます。

令和8年4月1日に開校するニセコ町立ニセコ国際高等学校に勤務する職員の給与、それから勤務時間等の勤務条件について定めるため、この条例を制定するとしてございます。

定時制の教職員は、これまで北海道職員でございましたが、今後の国際高校の教職員はニセコ町の職員となることから、この条例を定めることとなります。

条例本文ですが、第1条目的では、地方公務員法の規定に基づき、関係職員の勤務時間その他の勤務条件を定めることを目的として規定をしてございます。

第2条給与、それから第3条勤務時間及び休暇等、これは北海道所属の学校職員に準じて規定をしてございます。

それから、第4条退職手当、これはニセコ町職員同様、北海道市町村職員退職手当組合条例によるということで規定をしてございます。

第5条旅費、これについては北海道所属の学校職員に準じます。

それから、第6条育児休業その他の勤務条件は、こちらも北海道所属の学校職員に準じ

るということで規定をしてございます。

第7条委任でございますが、条例施行に必要な事項は教育委員会が規則で定めるということで規定をさせていただいているというところでございます。

附則ですが、この条例は令和8年4月1日から施行いたします。

最後に、20ページ下でございます。ニセコ町まちづくり基本条例第54条による住民参加等でございますが、道立高等学校の規定に準じて制定するため、住民参加の手続を要しないとしているところでございます。

議案第5号の御説明は以上です。

続きまして、21ページ、日程第14、議案第6号 ニセコ町教育交流センターの設置及び管理に関する条例について御説明いたします。

ニセコ町教育交流センターの設置及び管理に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年12月10日提出、ニセコ町長 田中健人。

24ページの下までお進みいただきたいと思います。真ん中あたり、提案理由でございます。

令和8年度に開校するニセコ町立ニセコ国際高等学校を核とした人材育成と地域づくりの実践による地域の活性化に資するため、通学が困難な生徒の寄宿の利用に供するとともに、生徒と地域内外の人材との交流を通じた学びの場として活用するため、新たにこの条例を提案するということで提案理由を定めてございます。

ニセコ町教育交流センター、いわゆる新高校寮でございますが、この設置と管理に関する規定でございます。

22ページにお戻りいただき、ここからが条例本文でございますが、22ページ、第1条目的では、国際高校を核とし人材育成と地域づくりの実践による地域活性化に資するため、通学困難な生徒の寄宿としての利用と交流を通じた学びの拠点として当該施設を設置することを定めてございます。

第2条では名称と所在地、第3条、第4条では、この施設について教育委員会管理ということを定めてございます。

第5条では、学生利用のほか、第2項及び第3項において、移住体験それから研修及び交流等を目的とし、一時滞在をする必要があると教育委員会が認めた者の仕様を定めてございます。

それから第8条、こちらの使用料と入寮費でございますが、24ページにお進みいただきまして、24ページの別表1というところです。区分の欄の上のところの第5条第1号、これはまず学生ですが、部屋別に食費を含んだ1か月当たりの使用料を記載してございます。まずユニット、このユニットとは、寮生が個室を有するとともに、6人から8人がリビングやシャワー、トイレなどの水回りを共同利用するタイプの居室でございますが、これが食費を含んで7万円以下、次に、個室は、各部屋にシャワーやトイレなどの水回りを完備し

ている部屋となっており、部屋の広さにより、1階個室は8万円以下、2階個室は8万5,000円以下としてございます。それから、入寮費が年間1万5,000円ということです。

なお、条例で上限の料金としているのは、部屋割において男女比などを勘案する中で、利用に当たり個室の2名利用など、本人の希望ではない部屋割も想定されることから、部屋の利用形態による料金を規定で定めることとしており、このため、上限料金ということでございます。

別表の下、学生以外で教育委員会が認めた者の使用料は、食事を含まず1泊3,000円となります。

また、23ページに戻っていただきいて、下のほうの附則でございますが、附則第2項、経過措置ということで定めておりますが、既に令和7年度中に希望ヶ丘寮に入寮しているニセコ高等学校生徒、こちらの令和8年度以降の使用料については、ユニットを使用する場合を除き、別表1の規定にかかわらず、1か月当たり3万5,000円とするということで規定をしてございます。ただし、使用料については食費を含むものということで、これも規定をしていると。

附則の第3項では、第2項と同じく、現在希望ヶ丘寮に入寮しているニセコ高校生徒に対して、入寮費は徴収しないこととして定めてございます。

23ページの上ですが、第9条から第16条、これについては手続上の規定でございますので、説明を省略させていただきます。

附則ですが、この条例は公布の日から施行いたします。

24ページ下にお進みいただきまして、最後ですが、条例制定に当たり行った住民参加の状況ですが、11月21日から12月4日まで意見募集を行い、1件の意見がございました。

議案第6号の説明は以上でございます。

続きまして、25ページ、日程第15、議案第7号 ニセコ町宿泊税条例の制定について御説明いたします。

ニセコ町宿泊税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年12月10日提出、ニセコ町長 田中健人。

まず、27ページの下、提案理由です。

令和5年度にニセコ町宿泊税条例が制定されてからこれまでの間、本町をめぐる状況はインバウンド需要の急速な増加等に伴い様々な分野の行政需要が増大したほか、北海道宿泊税の導入など、観光地としての状況もこの短期間に大きくさま変わりをしてございます。そこで、このほど宿泊事業者をはじめとした幅広い関係者との意見交換を踏まえ、本町をめぐりこれから変化に的確に対応し、町民生活と調和した持続可能な観光地づくりをより確実なものとするため、本町の宿泊税制度に所要の改正を行う必要があることから、本条例を提出するというものでございます。

ここで、右上に資料と書いた、ニセコ町宿泊税条例の一部を改正する条例の概要でございますが、これを御用意願います。

改正理由は先ほど申し上げましたので省略をいたします。

主な改正点でございます。

一つ目、税率を段階定額制から定率制に変更するというものでございます。ちなみに第5条の2に規定してございます。

また、税額の計算根拠となる宿泊料金の算出方法を、従来の1人1泊ごと、これに加え、部屋ごと、それから棟ごとの計算も加えることで、宿泊事業者の皆さんの業態にきめ細かく対応できる制度としてございます。

表でございますが、左側が現行で、区分が5,000円までの宿泊料金に対しては100円と、以下書かれたとおりでございますが、これは食費を抜いた素泊まりの宿泊料金に対してかかる税金ということでございます。これがこれまでの現行でございます。

これに対して右側ということで、これらの段階を撤廃し、町税それから道税合わせて宿泊料金の3%、これを徴収させていただくと。この3%の中には、右に書いております北海道が予定をしてございます、これらが示した区分ごとの100円、200円、500円、この部分も合わせて3%の中で徴収をさせていただくということでございます。これによって事業者さんの負担を軽減させていただくということでございます。

下でございますが、ニセコ町宿泊税と北海道宿泊税の仕分と納入に関する規定ということで、北海道宿泊税の賦課徴収に関する事務をニセコ町が本町宿泊税と併せて行い、宿泊事業者の皆さんに代わって町が北海道に納入を行うことは、既に本町の宿泊税条例に盛り込まれてございます。

今回の改正では、定率制に変更した税制の中で、町税と道税を仕分ける仕組みとして、以下の規定を追加してございます。なお、これらの事務処理は町が行うことで、宿泊客の皆さん並びに宿泊事業者の皆さんに対しては、宿泊税は町・道合わせて宿泊料金の3%という取扱いとし、分かりやすく負担を軽減した仕組みに改めます。同時に、公平な負担感と税収の確保も両立する仕組みとしてございます。

①として、町・道宿泊税として計算した額3%から、北海道宿泊税の相当額として、宿泊料金や人数、泊数に応じて上の表の右列の額を控除するということでございます。

それから二つ目、次のページでございますが、②3%の定率制で宿泊税を賦課する場合、1人1泊3,400円に満たない宿泊料金の場合は、北海道宿泊税の最低額（1人1泊100円）、これを満たさない場合がございます。その場合でも不足する額は宿泊事業者の皆さんに代わって町が納入するということで、肩代わりするということで、北海道宿泊税に欠損を起こさないということで対応させていただくということでございます。

例題が書いてございますが、3,300円の宿泊料金の場合、100円に満たない99円という計算になるのですが、これは徴収をせずに町が負担をするということでございます。

項番の2でございますが、課税免除の規定を北海道宿泊税の規定と合わせるということでございます。

表を御覧いただきたいと存じますが、これまでニセコ町では、事業者さんのフロントで

の煩雑性、これを回避するために、教育関連の施設のみ減免ということで規定をしてございました。ざっくり申し上げると、修学旅行については減免、それ以外のこの下に書いてある保育関連施設等の行事、これについては減免をしないということで実施をしておりましたが、北海道税については、この保育関連施設等の行事についても減免をするということで規定をされておりまして、これについては様々要望させていただいたりを行ったんですが、改正はできないということになったものですから、ニセコ町も、こちらについては今後は認可保育所等の行事等についても一筆いただいて減免するということを規定するということで変更させていただくということでございます。

それから3番目、施行期日でございますが、これは規則で定める日としてございます。本町では、令和8年11月、来年の11月1日からの施行を目指して事務を進めておりますが、実際には条例案が可決後、総務大臣との協議を行い、改正内容に同意を得た上で施行日を定めなければならないものですから、そのような形で実施をさせていただくということでございます。

ただし、課税免除を北海道宿泊税の規定とそろえる改正部分は、北海道宿泊税条例の導入日、来年の4月1日、これに合わせて施行するということで、来年の4月1日においては、やむを得ずニセコ町の段階定額制、それから北海道の段階定額制ということで、この二つを併せて実施をするということでございます。

議案の26ページにお戻りいただきたいと存じます。

ただいま御説明した内容を盛り込んだ改正条例を、この26ページから27ページにかけて記載をしているということでございます。

なお、資料として後ほど御確認をいただきたいのですが、条例の新旧対照表について、これも御用意しておりますので、ファイルナンバー999-2の1ページから4ページにかけてただいま御説明した内容を新旧対照表にもしてございます。後ほど御覧いただきたいと存じます。

それから、議案の28ページ、この下ですが、最後に、条例制定に当たり行った町民参加の状況ですが、9月から12月にかけて、表に記載のとおり、町議会全員協議会での御説明、それからアンケート調査、それから宿泊事業者の皆さんとの意見交換等を行ってまいりました。

また、11月14日から28日まで意見募集を行い、2件の意見がございました。

議案第7号の説明は以上でございます。

○議長（青羽雄士君） この際、議事の都合により、午後1時ちょうどまで休憩いたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 0時55分

○議長（青羽雄士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

副町長、説明を続けてください。

○副町長（山本契太君） それでは、引き続きよろしくお願ひいたします。

議案の29ページ、議案第8号でございます。

日程第16、議案第8号 ニセコ町使用料等徴収に関する条例の一部を改正する条例、こちらについて御説明いたします。

ニセコ町使用料等徴収に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年12月10日提出、ニセコ町長 田中健人。

次の30ページの下でございます。提案理由です。

有島記念館の安定的な運営及び収支改善を図るため、特別展示開催時の加算料金を新設するとともに、年間パスポートの有効期限延長及び料金改定を行う。あわせて、次世代を担う若年層へ有島文化のさらなる普及を図るため、高校生年代までの入館料を無料とするために本条例を提出するとしております。

次に、新旧対照表を御覧いただきたいと思います。議案第7号・8号資料の5ページでございます。

現行では、常設特別展示を併せて入館料を定めてございますが、左側でございますけれども、今後は常設と特別展示のそれぞれに入館料を定めました。改正後、右側の上の常設展示、こちらの料金は変わらず、特別展示は2,000円以内で、展示内容の都度教育委員会が定めることと設定しております。

ただし、特別展、こちらを御覧になりたい方は、常設展とセットで料金がかかるという設定でございます。特別展のみの入館はできないという規定でございます。

また、全館と書いた欄の1人、購入したときから翌年の同月末まで1,200円とございますが、これは、これまで年間800円であった年間パスを400円値上げをするということでございます。

また、無料のものについては、65歳以上の者と中学生までであったものを、65歳以上は同じく、それから中学生までのものを18歳以下の者とし、無料枠を拡大いたしたいと存じます。

議案の30ページにお戻りいただきたいと思います。こちらの下、附則でございます。

この条例は、令和8年4月1日から施行いたします。

最後に、条例制定に当たり行った住民参加の状況ですが、11月21日から12月4日まで意見募集を行い、特に意見はございませんでした。

議案第8号についての御説明は以上でございます。

続きまして、議案第9～12号資料をお開きいただきたいと思います。こちらの1ページです。

日程第17、議案第9号 令和7年度ニセコ町一般会計補正予算、こちらについて説明いた

します。

令和7年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,075万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110億2,828万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和7年12月10日提出、ニセコ町長 田中健人。

2ページの第1表、それから歳入歳出予算補正の歳入から3ページ、こちらは記載のとおりでございます。

4ページを飛ばしていただきまして、5ページも記載のとおりです。

6ページ、こちらを御覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出でございますが、今回の補正額合計2,075万2,000円、こちらの財源については、その他財源が377万1,000円、一般財源が1,698万1,000円でございます。

今回の補正で留保する財源について、こちらは残額で671万4,000円の残ということになってございます。

それでは、説明の都合上、歳出から御説明いたしますので、11ページをお開きいただきたいと存じます。

2款1項1目3節の時間外勤務手当72万円は、情報管理係で急遽退職者が生じ不補充となっているということ、また、国で進めるシステム等の標準化に対応するための業務が増加していること、さらに、財産管理係所管で水源地の訴訟等の対応により時間外勤務手当が不足するための増額補正でございます。

それから、4目24節積立金、これは全体で37万1,000円でございます。これらは、当初予算の見込み以上に預金利子や貸付金利子が伸び、それらを加えて積み増しするため、記載の四つの積立金を補正いたします。

その次、6目企画費3節の時間外勤務手当46万4,000円は、国勢調査の実施に伴う時間外が想定を超え、令和8年1月から3月分時間外手当の予算に不足が生じたことから補正をするものでございます。

その下、バス路線維持費補助53万3,000円、蘭越町とニセコ町で運行補助を行っている福井線について、2024年10月から2025年9月の運行実績が確定したところでございますが、人件費や燃料費の高騰などにより収支が悪化し、本町支援分について当初予算が不足が生じるということから補正をさせていただくものでございます。なお、本費用については、特別交付税による8割措置がございます。

3項1目戸籍住民基本台帳費、18節の北海道自治体情報システム協議会負担金117万2,000

円は、令和7年度税制改正に対応するためのWeb-TAWN国民年金事務システム、こちらの改修経費に係る負担金でございます。まず、国民年金保険料の免除基準などに係る所得の額の計算方法の規定に係る改正、これが35万4,200円、もう一つが異動受付支援システムハードウエア更新に係る負担金でございまして、現在窓口で使用している異動受付支援システムのサポートが来年令和8年6月末をもって終了となり、これについて令和7年度中の契約が必要となったため、更新に必要な経費、これは81万6,860円でございますが、この補正でございます。合わせて117万2,000円となります。

一番下、4項選挙費、12ページに進んでいただきまして、90目町長選挙費、こちらは立候補者の供託金についての歳入があったことから、一般財源のうち100万円を減額し、その他財源に振り替えてございます。

13ページ、3款1項1目19節の重度心身障害者ひとり親家庭等医療費扶助（拡大分）35万円、これは、ひとり親家庭等小学生以上の子どもでございますが、この通院件数及び医療費増のための補正でございます。

3目後期高齢者医療費、3節の時間外手当20万円は、後期高齢者の保健・介護一体的実施事業に係る事務量増加に伴い増額補正をさせていただくというものでございます。

2項1目児童措置費、3節の時間外勤務手当10万1,000円は、令和8年度から本格始動することも誰でも通園制度の準備として、制度設計等追加業務が必要となること、また、人事異動による人件費単価の変更があったことから補正をさせていただきたいというものでございます。

その下、補助金等返還金20万円は、令和6年度未熟児療育医療給付事業完了、これに伴う国庫負担金の精算返還金ということで増額補正して支出で還付するということでございます。

14ページ、4款1項2目予防費、22節の補助金等返還金26万7,000円、こちらも令和6年度に実施した出産・子育て応援交付金に係る費用国庫補助金、これに関して令和6年度分の精算により交付済み補助金の変更の決定があったため、歳出による還付を行うための補正ということでございます。

次の15ページです。8款7項1目住宅管理費、12節の訴訟業務委託料20万円、こちらは、先ほど議案でも御説明させていただきましたが、特定公共賃貸住宅本通A団地、こちらの入居者が令和5年6月から続く家賃滞納に対し、期限までに全額の納付がなかったことから明渡し請求を行いました。しかし、現在までに明渡し、滞納家賃の納付、これもないことから、訴訟を提起し解決に向けた手続を図るため、法律家委託料及び訴訟費用を補正するというものでございます。

16ページ、10款教育費、1項4目11節の通信運搬費17万9,000円は、小中学校の児童生徒が校外活動時や、それから自宅学習時に使用するポケットWi-Fi使用料、こちらについて利用者が増えたこと、それから家にWi-Fi環境のない生徒も増えたということにより、予算が不足するため補正をするというものです。

その下、図書管理システムバージョンアップ業務委託料94万円、W i n d o w s 10のサポートが終了し、W i n d o w s 11への更新に伴い、各小中高等学校で現在使用している図書システム、これもW i n d o w s 11仕様に更新する必要があることから、図書管理システム更新に係る費用を補正するというものでございます。

その下、スキーリフト使用料15万円、小中学校のスキー授業用リフト使用料について、今年度から新たにK I Uのニセコ校、これが加わったため、増加分を補正するというものでございます。

2項小学校費、1目10節の修繕料181万8,000円の補正、内訳は、まずニセコ小学校において施設や設備の老朽化により破損、不具合が生じている箇所の修繕に係る補正でございまして、一つはニセコ小学校ステージL E D電球交換作業一式、これが28万500円、同じくニセコ小学校体育館真空式温水器真空部品修理、これが15万7,000円、同じくニセコ小学校給湯ポンプ本体交換修繕、これは職員や校務補さんが利用する給湯室で使用するものですが、これについて15万2,900円、同じくニセコ小学校真空式温水器真空部品修繕、こちらも職員や校務補さんが利用する給湯室で使用するものですが、14万8,500円、それから、近藤小学校の灯油タンク取替工事が80万9,600円、それから、小学校児童用C h r o m e b o o kの修繕件数、これが増加し修繕費が不足するということから行う補正が5台分27万5,000円、ただし、この27万5,000円については損害保険の適用を見込んで、平均1台3万円が見込まれますので、15万円分は歳入される予定でございます。以上で18万1,800円の内訳ということでございます。

その下、ニセコ小学校営繕工事105万6,000円、家庭科室で使用する電気温水器更新工事の補正でございます。

その下、教材備品121万円、こちらは、町内各小学校において段階的に導入を進めている電子黒板について、今年度2台、来年度3台を計画的に導入するという予定でございましたが、まとめて購入することで有利な起債、デジタル活用推進事業債、それから交付税措置率が、これは事業費の45%でございますが、この有利な起債を活用できるということとなったことから、次年度購入を予定していた電子黒板も併せて今年度中に整備するための補正でございます。

それから、3項中学校費、1目10節の修繕料27万5,000円、これにつきましては、中学校生徒用の同じくC h r o m e b o o kの修理件数、これが増加したということで5台分の修理の補正でございます。同じく1台当たり3万円程度の保険料の歳入を見込む予定でございます。

それから、4項2目の高等学校管理費、こちらは一般財源からその他財源に27万5,000円の支出更正ということでございます。

その下、6項社会教育費でございますが、この次の17ページ、2目有島記念館費、7節の講師謝礼30万円、こちらは冬季の子どもの居場所づくりと有島記念館原作絵本の普及のための事業、これを開催するための補正でございます。令和6年度に同事業を開催したとこ

ろ、月間入館者数が大幅に増加し、事後アンケートでも次年度以降開催を望む声が多くありました。このたび、北海道市町村振興協会助成、2分の1の補助ですが、これが決定したことから、同事業について補正をさせていただきたいというものでございます。内訳は、講師謝礼絵本作家招聘出演料が10万円、人形劇出演料が10万円、子ども向けコンサート出演料が10万円、合わせて30万円ということでございます。

その下、印刷製本費48万7,000円は、ただいま御説明いたしました事業の広告と配布物印刷費でございます。内訳は、ポスターが200枚、チラシが600枚、塗り絵が2,500枚の3種類という内訳になってございます。

その下、有島記念館絵本普及促進事業委託料165万円、同じ事業の実施のため、会場での遊具等のリース契約の費用でございます。

7項保健体育費、1目3節の時間外勤務手当25万9,000円、こちらは、年度途中の人事異動により体育館勤務職員が減員となったほか、会計年度任用職員、地域おこし協力隊を含みますが、この退職により施設管理や事業実施に伴う時間外勤務の増加が見込まれるということで補正をさせていただきたいということでございます。

その下、13節のスキーリフト使用料244万3,000円は、本年度開校したKIUの児童生徒も当事業対象に拡大するための補正でございます。また、ニセコビレッジシーズン券の保護者負担分の無料化に伴い、ニセコ町1人当たりの町負担は昨年と変わらず、1人当たりのビレッジ負担額が増加しているということでございますが、購入数の増加が見込まれることによる補正でございます。

その下、スキーリフト使用料（保護者）33万3,000円、本年度開校したKIUの児童生徒も当事業の対象として保護者分も対応するということ、そのほか1日券配布対象を未就学児童保護者まで拡大するというための補正でございます。

18ページを御覧いただきたいと思います。12款1項2目22節の一時借入金利子507万4,000円、借入金の利子等の上昇により、予算不足が見込まれる分を補正するというものです。

ここで4ページにお戻りいただきたいと存じます。

第2表地方債補正でございます。表に記載の2事業について、昨今の金利上昇により、公住債借入利率の上限を2.5%以内から3%以内、こちらに変更しております。その他、起債の目的等について変更はございません。

次に、19ページから20ページでございますが、こちらは今回時間外の補正を行ったことから、給与費明細書、こちらに変更が生じておりますので、記載をしているということでございます。後ほど御覧いただければと存じます。

続いて、7ページでございます。

歳入でございます。11款1項1目1節の普通交付税1,363万1,000円は、令和7年度の交付税算定に当たり、額の確定による増額補正でございます。

8ページ、18款1項2目1節の指定寄附金100万円、こちらは指定寄附1件の受領に伴う補正でございます。

9ページ、2款1項1目1節の前年度繰越金335万円、こちらは前年度繰越金を補正して、今回の歳入歳出の均衡を図ってございます。

続きまして、10ページ、21款4項1目1節の健診事業受託収入20万円、こちらは後期高齢者の保健・介護一体的実施事業に係る事務量増加に伴う時間外勤務手当の増額補正によりまして、後期高齢者医療広域連合受託事業収入、これは10分の10の補助でございますが、これも増額となる補正でございます。

それから、5款4目23節の自動車事故共済金57万1,000円、公用車事故により生じた修理に係る費用の保険料収入でございます。町公用車は、全国自治協会の公用自動車損害共済に加入していますが、今年度2件の事故発生に伴う修繕費用に対する共済金収入があったので、当該金額を増額補正させていただきたいというものです。内訳は、都市建設課プロボックス29万6,087円、それから総合教育課ハイエース27万5,275円、合わせて57万1,000円でございます。

その下、北海道市町村振興協会補助100万円は、歳出補正した有島記念館の冬季子ども向け事業について助成が決定したと御報告しましたが、そのことに対する補正でございます。いきいきふるさと推進事業という事業の補助金でございます。

その下、ニセコ町長選挙供託金没収金100万円、令和7年9月14日執行のニセコ町長選挙において、立候補者4名中2名について、投票の結果、公職選挙法で定める一定の得票数に達しなかった、有効投票総数の10分の1未満ということでございますが、このため供託金没収となりました。該当の供託金は自治体に帰属となるため、今回、法務局に手続を行い、町の収入として取り扱います。

最後に、これら令和7年度の一般会計補正予算、これについては、議案第9・10号補正予算説明資料の2ページから4ページに内容を改めて整理してございますので、後ほど御審議の参考としていただきたいと存じます。

議案第9号については以上でございます。

続きまして、議案第9～12号資料の21ページまで飛んでいただいてよろしいでしょうか。

日程第18、議案第10号 令和7年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計補正予算、こちらについて説明します。

令和7年度ニセコ町の後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ340万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,953万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月10日提出、ニセコ町長 田中健人。

次の22ページの第1表歳入歳出予算補正の歳入から24ページ、ここまで記載のとおりでございます。

25ページを御覧いただきたいと存じます。歳入歳出予算補正の事項別明細書の総括、歳出でございますが、今回の補正額合計340万円、こちらの財源については、全てその他財源、普通徴収保険料でございますが、それをその他財源の中に入れてございます。

まず、26ページ、歳入です。1款1項2目1節の現年度分普通徴収保険料340万円、保険料徴収の基準である所得額及び賦課徴収額の変更により、増額する見込みの保険料を歳入補正いたしました。

それから、27ページ、2款1項1目18節の北海道後期高齢者医療広域連合負担金340万円、これは歳入で補正した保険料収入と連動し納める負担金のため、同額を負担金として補正するというものでございます。

最後に、こちらにつきましても議案第9・10号補正予算説明資料の5ページに内容を整理してございますので、後ほど御覧いただき、御審議の参考としていただきたいと存じます。議案第10号については以上でございます。

それから、次の28ページでございます。

日程第19、議案第11号 令和7年度ニセコ町簡易水道事業会計補正予算について御説明いたします。

29ページをお開きいただきたいと存じます。

令和7年度ニセコ町簡易水道事業会計補正予算。

総則。

第1条 令和7年度ニセコ町簡易水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。
企業債。

第2条 令和7年度ニセコ町簡易水道事業会計予算第6条に定めた企業債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。表のとおりとなっております。

令和7年12月10日提出、ニセコ町長 田中健人。

令和7年度のニセコ町簡易水道事業会計の補正予算ということで、総則第1条、それから第6条に定めた企業債等の補正については、この表のとおりということでございますが、起債の表を改めてございます。変更となった部分は、表の右側から2列目の利率でございますが、昨今の金利上昇により、企業債借入利率が2.5%以内から表のとおり、こちらについては3.5%以内、これに改正をするという変更でございます。その他起債の目的等に変更はございません。

議案第11号についての説明は以上でございます。

次の30ページです。

日程第20、議案第12号 令和7年度ニセコ町公共下水道事業会計補正予算について説明いたします。

31ページをお開きいただきたいと存じます。

令和7年度ニセコ町公共下水道事業会計補正予算。

総則。

第1条 令和7年度ニセコ町公共下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。
企業債。

第2条 令和7年度ニセコ町公共下水道事業会計予算第6条に定めた企業債の起債の目的、
限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

ということで、起債の表を改めてございます。変更となった部分は、先ほど同様、昨今
の利率上昇によって、簡易水道事業同様、企業債借入利率が2.5%以内から3.5%以内、こ
れに改正するというものでございます。その他起債の目的等について変更はこちらもござ
いません。

令和7年12月10日提出、ニセコ町長 田中健人。

議案第12号についての説明は以上でございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（青羽雄士君） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。議事の都合により、議案第1号 請負契約の変更についての件から議案
第12号 令和7年度ニセコ町公共下水道事業会計補正予算の件までの12件は、質疑・討
論・採決を12月18日に行うことしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第1号の件から議案第12号の件までの12件は、質疑・討論・採決を12月18
日に行うことになりました。

◎休会の議決

○議長（青羽雄士君） お諮りします。議事の都合により、12月11日から16日までの6日
間、休会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、12月11日から16日までの6日間、休会することに決しました。

◎散会の宣告

○議長（青羽雄士君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、12月17日の議事日程は当日配付いたします。

本日は大変御苦労さまでした。

閉会 午後 1時33分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長 青羽雄士（原本自署）

署名議員 榎原龍弥（原本自署）

署名議員 高井裕子（原本自署）